特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第63号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下本則において「移動条項」という。) に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下本則において「移動後条項」と いう。) が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しな い場合には、当該移動後条項(以下本則において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。)に対 応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下本則において「改正後部分」 という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在 しない場合には、当該改正後部分を加える。

> 改正後 改正前

勤手当、期末手当及び退職手当とする。

 $2\sim4$ 略

5 知事等の受ける退職手当の額その他退職手当の支 給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

<u>第4条</u> 略

2 前項の規定にかかわらず、病院事業の管理者の受 ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要 な事項は、別に条例で定める。

第5条 略

(知事による検討)

- 第6条 知事が第2条及び第3条に掲げる者(常勤の 監査委員を除く。)の報酬、給料及び手当の額その 他これらの者の給与に関する制度(以下「給与制度」 という。)の改正の必要性について検討するときは、 有識者による会議を開催し、その意見を聴くものと <u>す</u>る。
- 2 前項の有識者による会議は、学識経験者又は県民 のうち知事の指名に応じた者10人以内で構成する。
- 3 知事は、有識者による会議において聴いた意見の 要点を適切な方法により公表するものとする。

第3条 知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員(以|第3条 知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員(以 下「知事等」という。)の受ける給与は、給料、通 下「知事等」という。)の受ける給与は、給料、通 勤手当<u>及び期末手当</u>とする。

 $2\sim4$ 略

第3条の2 略

第4条 略

4 前3項の規定による給与制度の改正の必要性の検 討は、少なくとも2年ごとに行うものとする。

(議会による検討)

第7条 議会又はその議員が行う給与制度の改正の必 要性の検討について必要な事項は、議会が別に定め る。

(給与の支給)

第8条 略

<u>第9条 第3条第5項、第4条第2項及び</u>前条に定め <u>第6条</u> 前条に定めるものの<u>外</u>、特別職の職員の給与 るもののほか、特別職の職員の給与の支給に関して は、一般職の職員の例による。

(実施規定)

第10条 略

別表(第1条-第3条、第5条関係)

(給与の支給)

第5条 略

の支給に関しては、一般職の職員の例による。

(実施規定)

第7条 略

別表(第1条、第2条、第3条、第4条関係)

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県特別職報酬等審議会条例の廃止)

2 鳥取県特別職報酬等審議会条例(昭和39年鳥取県条例第53号)は、廃止する。 (知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

3 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後

改正前

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67 号) 第204条第2項及び第3項、教育公務員特例法 (昭和24年法律第1号)第16条第2項並びに特別職 の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第 57号)第3条第5項及び第4条第2項の規定により、 知事、副知事、出納長、病院事業の管理者、常勤の 監査委員及び教育長の退職手当の額その他退職手当 の支給に関し必要な事項を定めることを目的とす る。

(目的)

号) 第204条第2項及び第3項の規定により、知事、 副知事、出納長、病院事業の管理者、常勤の監査委 員及び教育長の退職手当の額その他退職手当の支給 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

4 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例第44号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を 加える。

改正後

改正前

(病院事業の管理者の給与の額の特例)

第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与|第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与 (退職手当を除く。以下この項において同じ。)の 額は、特別職給与条例第4条の規定にかかわらず、 第7条の規定により職員の給与に関する条例(昭和 26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」とい う。) 第3条第1項第1号に規定する行政職給料表 の適用を受ける者のうちその職務の級が9級である もの(次項において「9級職務者」という。)に特 例期間において支給することとされる給与の額の例 により知事が定める。

2 略

(委員会の委員等の報酬の額の特例)

第5条 特例期間における特別職給与条例別表の左欄 第5条 特例期間における特別職給与条例別表の左欄 に掲げる者(議会の議員、知事等、常勤の監査委員、 専門委員、附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を 除く。)の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会 長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立 会人を除く。) の報酬の額は、特別職給与条例<u>第5</u> 条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める 額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた 額とする。

(職員の給与の額の特例)

第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項|第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項 各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員 (職員給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職 員を含む。以下「給料表適用職員」という。) の給 料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正す る条例(平成18年鳥取県条例第43号)附則第7条(以 下「改正附則第7条」という。)の規定により支給 される給料の額を含む。以下同じ。) は、職員給与 条例第3条第1項、第4条第11項及び第4条の2並 びに改正附則第7条の規定にかかわらず、これらの

(病院事業の管理者の給与の額の特例)

(退職手当を除く。以下この項において同じ。)の 額は、特別職給与条例第3条の2の規定にかかわら ず、第7条の規定により職員の給与に関する条例(昭 和26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」と いう。) 第3条第1項第1号に規定する行政職給料 表の適用を受ける者のうちその職務の級が9級であ るもの(次項において「9級職務者」という。)に 特例期間において支給することとされる給与の額の 例により知事が定める。

2 略

(委員会の委員等の報酬の額の特例)

に掲げる者(議会の議員、知事等、常勤の監査委員、 専門委員、附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を 除く。)の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会 長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立 会人を除く。)の報酬の額は、特別職給与条例第4 条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める 額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた 額とする。

(職員の給与の額の特例)

各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員 (職員給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職 員を含む。以下「給料表適用職員」という。)の給 料月額は、職員給与条例第3条第1項、第4条第11 項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規 定により定められた額(次項において「給料基礎額」 という。) から当該額に次の各号に掲げる職員の区 分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」 という。) を乗じて得た額(当該額に1円未満の端

う。) から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に 応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」と いう。) を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数 が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額 とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

 $2\sim6$ 略

(任期付研究員の給与の額の特例)

第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関 第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関 する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期 付研究員条例」という。)第4条の規定により任期 を定めて採用された職員(以下「任期付研究員」と いう。) の給料月額は、任期付研究員条例第6条第 1項、第2項及び第4項並びに改正附則第7条の規 定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該 額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。 ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の 算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定め る額とする。

 $2\sim4$ 略

(特定任期付職員の給与の額の特例)

第9条 特例期間における任期付職員の採用等に関す|第9条 特例期間における任期付職員の採用等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付 職員条例」という。) 第7条第1項に規定する特定 任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)の 給料月額は、任期付職員条例第7条第1項及び第3 項並びに改正附則第7条の規定にかかわらず、これ らの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じ て得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項 第1号又は第3号に掲げる額の算出の基礎となる給 料月額は、これらの規定に定める額とする。

 $2\sim4$ 略

規定に定める額(次項において「給料基礎額」とい 数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた 額とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

 $2 \sim 6$ 略

(任期付研究員の給与の額の特例)

する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期 付研究員条例」という。) 第4条の規定により任期 を定めて採用された職員(以下「任期付研究員」と いう。) の給料月額は、任期付研究員条例第6条第 1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これ らの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じ て得た額を減じた額とする。ただし、前条第2項第 1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料 月額は、これらの規定に定める額とする。

 $2\sim4$ 略

(特定任期付職員の給与の額の特例)

る条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付 職員条例」という。) 第7条第1項に規定する特定 任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)の 給料月額は、任期付職員条例第7条第1項及び第3 項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額か ら当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額と する。ただし、第7条第2項第1号又は第3号に掲 げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規 定に定める額とする。

 $2\sim4$ 略